

# 内閣府防災業務計画

平成21年9月

内 閣 府



## 【 目 次 】

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1編 総 則 .....                       | 1  |
| 第1章 本計画の目的と構成 .....                 | 1  |
| 第2章 内閣府の役割 .....                    | 1  |
| 第3章 防災に関する組織 .....                  | 2  |
| 第1節 内閣府情報対策室 .....                  | 2  |
| 第2節 内閣府広報対策室 .....                  | 3  |
| 第3節 内閣府災害対策室 .....                  | 3  |
| 第4節 沖縄総合事務局における防災体制 .....           | 3  |
| 第4章 災害時における指揮命令者の継承 .....           | 3  |
| 第2編 震災対策編 .....                     | 5  |
| 第1章 災害予防 .....                      | 5  |
| 第1節 地震災害に備えた施策の実施 .....             | 5  |
| 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え ..... | 6  |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                  | 6  |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....             | 6  |
| (2) 情報の分析整理 .....                   | 7  |
| (3) 通信手段の確保 .....                   | 7  |
| 2 災害応急体制の整備 .....                   | 8  |
| (1) 職員の体制 .....                     | 8  |
| (2) 防災中枢機能等の確保、充実 .....             | 8  |
| 3 被災者等への的確な情報伝達活動 .....             | 9  |
| 4 海外からの支援の受入れ活動 .....               | 9  |
| 5 防災訓練の実施 .....                     | 10 |
| 6 災害復旧・復興への備え .....                 | 10 |
| 第3節 国民の防災活動の促進 .....                | 11 |
| 1 防災思想の普及、徹底 .....                  | 11 |
| (1) 防災知識の普及 .....                   | 11 |
| (2) 災害時要援護者等への配慮 .....              | 12 |
| 2 国民の防災活動の環境整備 .....                | 12 |
| (1) 災害被害を軽減する国民運動の展開 .....          | 12 |
| (2) 防災ボランティア活動の環境整備 .....           | 12 |
| (3) 企業防災の促進 .....                   | 12 |
| 第2章 災害応急対策 .....                    | 13 |

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....         | 13 |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                     | 13 |
| (1) 地震情報等の連絡 .....                     | 13 |
| (2) 被害規模の早期把握のための活動 .....              | 13 |
| (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 .....       | 13 |
| (4) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                | 14 |
| (5) 応急対策活動情報の連絡 .....                  | 14 |
| 2 通信手段の確保 .....                        | 14 |
| 第2節 活動体制の確立 .....                      | 14 |
| 1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 .....               | 16 |
| 2 非常災害対策本部の設置 .....                    | 16 |
| 3 緊急災害対策本部の設置 .....                    | 16 |
| 4 首都地域において大規模な地震が発生した場合の参集方法 .....     | 17 |
| 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動 .....              | 17 |
| 第4節 海外からの支援の受入れ .....                  | 18 |
| 第3章 災害復旧・復興 .....                      | 18 |
| 第1節 地域の復旧・復興の支援 .....                  | 18 |
| 第2節 被災者等の生活再建等の支援 .....                | 18 |
| 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定 .....              | 18 |
| 第4章 地震防災強化計画 .....                     | 19 |
| 第1節 地震防災応急対策等に係る措置 .....               | 19 |
| 1 東海地震観測情報時の措置 .....                   | 19 |
| (1) 職員の非常参集等 .....                     | 19 |
| (2) 情報伝達 .....                         | 19 |
| 2 東海地震注意情報時の措置 .....                   | 19 |
| (1) 職員の非常参集等 .....                     | 19 |
| (2) 情報伝達 .....                         | 20 |
| (3) 情報先遣チームの派遣 .....                   | 20 |
| (4) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置等の準備 ..... | 20 |
| 3 地震予知情報及び警戒宣言時の措置 .....               | 20 |
| (1) 地震予知情報の伝達 .....                    | 20 |
| (2) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置及び運営 ..... | 20 |
| (3) 緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置の準備 .....   | 21 |
| 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 .....          | 21 |
| 第3節 地震防災上必要な広報、教育及び訓練 .....            | 22 |
| 1 広報及び教育の実施 .....                      | 22 |
| 2 訓練の実施 .....                          | 22 |
| 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画 .....             | 22 |

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| 第1節 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置                  | 22 |
| 第2節 | 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置                 | 22 |
| 1   | 津波に関する情報の受理、伝達等                         | 22 |
| 2   | 避難対策等                                   | 23 |
| 第3節 | 防災体制に関する措置                              | 23 |
| 1   | 災害対策本部等の設置及び要員参集体制                      | 23 |
| 2   | 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の<br>備蓄・調達 | 23 |
| 3   | 地域防災力の向上                                | 23 |
| 第4節 | 防災訓練に関する措置                              | 24 |
| 第5節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置                    | 24 |
| 第6章 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画                | 24 |
| 第1節 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置                  | 24 |
| 第2節 | 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置                 | 25 |
| 1   | 津波に関する情報の受理、伝達等                         | 25 |
| 2   | 避難対策等                                   | 25 |
| 第3節 | 防災体制に関する措置                              | 25 |
| 1   | 災害対策本部等の設置及び要員参集体制                      | 25 |
| 2   | 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の<br>備蓄・調達 | 25 |
| 3   | 地域防災力の向上                                | 26 |
| 第4節 | 防災訓練に関する措置                              | 26 |
| 第5節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置                    | 26 |
| 第3編 | 風水害対策編                                  | 27 |
| 第1章 | 災害予防                                    | 27 |
| 第1節 | 風水害に備えた施策の実施                            | 27 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え               | 27 |
| 1   | 災害発生直前対策                                | 27 |
| 2   | 情報の収集・連絡体制                              | 27 |
| (1) | 情報の収集・連絡体制の整備                           | 27 |
| (2) | 情報の分析整理                                 | 28 |
| (3) | 通信手段の確保                                 | 28 |
| 3   | 災害応急体制の整備                               | 29 |
| 4   | 被災者等への的確な情報伝達活動                         | 29 |
| 5   | 海外からの支援の受入れ活動                           | 29 |
| 6   | 防災訓練の実施                                 | 30 |
| 7   | 災害復旧・復興への備え                             | 30 |
| 第3節 | 国民の防災活動の促進                              | 31 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 防災思想の普及、徹底 .....                  | 31 |
| (1) 防災知識の普及 .....                   | 31 |
| (2) 災害時要援護者等への配慮 .....              | 31 |
| 2 国民の防災活動の環境整備 .....                | 31 |
| (1) 災害被害を軽減する国民運動の展開 .....          | 31 |
| (2) 防災ボランティア活動の環境整備 .....           | 32 |
| (3) 企業防災の促進 .....                   | 32 |
| 第2章 災害応急対策 .....                    | 32 |
| 第1節 災害発生直前の対策 .....                 | 32 |
| 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....      | 33 |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                  | 33 |
| (1) 被害規模の早期把握のための活動 .....           | 33 |
| (2) 風水害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 .....   | 33 |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....             | 33 |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....               | 33 |
| 2 通信手段の確保 .....                     | 34 |
| 第3節 活動体制の確立 .....                   | 34 |
| 1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 .....            | 35 |
| 2 非常災害対策本部の設置 .....                 | 36 |
| 3 緊急災害対策本部の設置 .....                 | 36 |
| 第4節 被災者等への的確な情報伝達活動 .....           | 36 |
| 第5節 海外からの支援の受入れ .....               | 37 |
| 第3章 災害復旧・復興 .....                   | 37 |
| 第1節 地域の復旧・復興の支援 .....               | 37 |
| 第2節 被災者等の生活再建等の支援 .....             | 37 |
| 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定 .....           | 37 |
| 第4編 火山災害対策編 .....                   | 39 |
| 第1章 災害予防 .....                      | 39 |
| 第1節 火山災害に備えた施策の実施 .....             | 39 |
| 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え ..... | 39 |
| 1 災害発生直前対策 .....                    | 39 |
| 2 情報の収集・連絡体制 .....                  | 39 |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....             | 39 |
| (2) 情報の分析整理 .....                   | 40 |
| (3) 通信手段の確保 .....                   | 40 |
| 3 災害応急体制の整備 .....                   | 41 |
| 4 被災者等への的確な情報伝達活動 .....             | 41 |

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 5   | 海外からの支援の受入れ活動 .....             | 41 |
| 6   | 防災訓練の実施 .....                   | 42 |
| 7   | 災害復旧・復興への備え .....               | 42 |
| 第3節 | 国民の防災活動の促進 .....                | 42 |
| 1   | 防災思想の普及、徹底 .....                | 42 |
| (1) | 防災知識の普及 .....                   | 43 |
| (2) | 災害時要援護者等への配慮 .....              | 43 |
| 2   | 国民の防災活動の環境整備 .....              | 43 |
| (1) | 災害被害を軽減する国民運動の展開 .....          | 43 |
| (2) | 防災ボランティア活動の環境整備 .....           | 43 |
| (3) | 企業防災の促進 .....                   | 44 |
| 第2章 | 災害応急対策 .....                    | 44 |
| 第1節 | 災害発生直前の対策 .....                 | 44 |
| 第2節 | 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....      | 44 |
| 1   | 災害情報の収集・連絡 .....                | 44 |
| (1) | 被害規模の早期把握のための活動 .....           | 44 |
| (2) | 火山災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 .....  | 45 |
| (3) | 一般被害情報等の収集・連絡 .....             | 45 |
| (4) | 応急対策活動情報の連絡 .....               | 45 |
| 2   | 通信手段の確保 .....                   | 45 |
| 第3節 | 活動体制の確立 .....                   | 46 |
| 1   | 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 .....          | 47 |
| 2   | 非常災害対策本部の設置 .....               | 47 |
| 3   | 緊急災害対策本部の設置 .....               | 48 |
| 第4節 | 被災者等への的確な情報伝達活動 .....           | 48 |
| 第5節 | 海外からの支援の受入れ .....               | 48 |
| 第3章 | 災害復旧・復興 .....                   | 49 |
| 第1節 | 地域の復旧・復興の支援 .....               | 49 |
| 第2節 | 被災者等の生活再建等の支援 .....             | 49 |
| 第3節 | 激甚災害及び特定非常災害の指定 .....           | 49 |
| 第4章 | 継続災害への対応方針 .....                | 50 |
| 第1節 | 安全確保対策 .....                    | 50 |
| 第2節 | 被災者の生活支援対策 .....                | 50 |
| 第5編 | 雪害対策編 .....                     | 51 |
| 第1章 | 災害予防 .....                      | 51 |
| 第1節 | 雪害に備えた施策の実施 .....               | 51 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え ..... | 51 |

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 1   | 災害発生直前対策 .....               | 51 |
| 2   | 情報の収集・連絡体制 .....             | 51 |
| (1) | 情報の収集・連絡体制の整備 .....          | 51 |
| (2) | 情報の分析整理 .....                | 51 |
| (3) | 通信手段の確保 .....                | 52 |
| 3   | 災害応急体制の整備 .....              | 52 |
| 4   | 被災者等への的確な情報伝達活動 .....        | 53 |
| 5   | 海外からの支援の受入れ活動 .....          | 53 |
| 6   | 災害復旧・復興への備え .....            | 53 |
| 第3節 | 国民の防災活動の促進 .....             | 53 |
| 1   | 防災思想の普及、徹底 .....             | 53 |
| (1) | 防災知識の普及 .....                | 54 |
| (2) | 災害時要援護者等への配慮 .....           | 54 |
| 2   | 国民の防災活動の環境整備 .....           | 54 |
| (1) | 災害被害を軽減する国民運動の展開 .....       | 54 |
| (2) | 防災ボランティア活動の環境整備 .....        | 54 |
| (3) | 企業防災の促進 .....                | 55 |
| 第2章 | 災害応急対策 .....                 | 55 |
| 第1節 | 災害発生直前の対策 .....              | 55 |
| 第2節 | 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....   | 55 |
| 1   | 災害情報の収集・連絡 .....             | 55 |
| (1) | 被害規模の早期把握のための活動 .....        | 55 |
| (2) | 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 56 |
| (3) | 一般被害情報等の収集・連絡 .....          | 56 |
| (4) | 応急対策活動情報の連絡 .....            | 56 |
| 2   | 通信手段の確保 .....                | 56 |
| 第3節 | 活動体制の確立 .....                | 57 |
| 1   | 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 .....       | 58 |
| 2   | 非常災害対策本部の設置 .....            | 58 |
| 3   | 緊急災害対策本部の設置 .....            | 59 |
| 第4節 | 被災者等への的確な情報伝達活動 .....        | 59 |
| 第5節 | 海外からの支援の受入れ .....            | 59 |
| 第3章 | 災害復旧・復興 .....                | 60 |
| 第1節 | 地域の復旧・復興の支援 .....            | 60 |
| 第2節 | 被災者等の生活再建等の支援 .....          | 60 |
| 第3節 | 激甚災害及び特定非常災害の指定 .....        | 60 |
| 第6編 | 海上災害対策編 .....                | 61 |



|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 第1章 災害予防 .....                         | 61        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....       | 61        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                     | 61        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....                | 61        |
| (2) 通信手段の確保 .....                      | 61        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                      | 61        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                | 62        |
| 第2章 災害応急対策 .....                       | 62        |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....         | 62        |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                     | 62        |
| (1) 海上事故情報の収集・連絡 .....                 | 62        |
| (2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 62        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                | 62        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....                  | 63        |
| 2 通信手段の確保 .....                        | 63        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                      | 63        |
| 1 職員の非常参集 .....                        | 63        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....                   | 63        |
| 3 警戒本部の設置 .....                        | 63        |
| 4 非常災害対策本部の設置 .....                    | 64        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....              | 64        |
| <b>第7編 航空災害対策編 .....</b>               | <b>65</b> |
| 第1章 災害予防 .....                         | 65        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....       | 65        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                     | 65        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....                | 65        |
| (2) 通信手段の確保 .....                      | 65        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                      | 65        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                | 66        |
| 第2章 災害応急対策 .....                       | 66        |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....         | 66        |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                     | 66        |
| (1) 航空事故情報の収集・連絡 .....                 | 66        |
| (2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 66        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                | 66        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....                  | 67        |
| 2 通信手段の確保 .....                        | 67        |

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 第2節 活動体制の確立 .....                      | 67        |
| 1 職員の非常参集 .....                        | 67        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....                   | 67        |
| 3 非常災害対策本部の設置 .....                    | 67        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....              | 68        |
| <b>第8編 鉄道災害対策編 .....</b>               | <b>69</b> |
| 第1章 災害予防 .....                         | 69        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....       | 69        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                     | 69        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....                | 69        |
| (2) 通信手段の確保 .....                      | 69        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                      | 69        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                | 70        |
| 第2章 災害応急対策 .....                       | 70        |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....         | 70        |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                     | 70        |
| (1) 鉄道事故情報等の連絡 .....                   | 70        |
| (2) 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 70        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                | 70        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....                  | 71        |
| 2 通信手段の確保 .....                        | 71        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                      | 71        |
| 1 職員の非常参集 .....                        | 71        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....                   | 71        |
| 3 非常災害対策本部の設置 .....                    | 71        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....              | 72        |
| <b>第9編 道路災害対策編 .....</b>               | <b>73</b> |
| 第1章 災害予防 .....                         | 73        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....       | 73        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                     | 73        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....                | 73        |
| (2) 通信手段の確保 .....                      | 73        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                      | 73        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                | 74        |
| 第2章 災害応急対策 .....                       | 74        |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....         | 74        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 1 災害情報の収集・連絡 .....               | 74        |
| (1) 事故情報の収集・連絡 .....             | 74        |
| (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 74        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....          | 74        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....            | 75        |
| 2 通信手段の確保 .....                  | 75        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                | 75        |
| 1 職員の非常参集 .....                  | 75        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....             | 75        |
| 3 非常災害対策本部の設置 .....              | 75        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....        | 76        |
| <b>第10編 原子力災害対策編 .....</b>       | <b>77</b> |
| 第1章 災害予防 .....                   | 77        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ..... | 77        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....               | 77        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....          | 77        |
| (2) 通信手段の確保 .....                | 77        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                | 77        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....          | 78        |
| 第2章 災害応急対策 .....                 | 78        |
| 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ..... | 78        |
| 1 特定事象発生情報等の連絡 .....             | 78        |
| (1) 原子力事故情報等の連絡 .....            | 78        |
| (2) 応急対策活動情報の連絡 .....            | 79        |
| (3) 放射能影響の早期把握等 .....            | 79        |
| 2 通信手段の確保 .....                  | 79        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                | 79        |
| 1 職員の非常参集 .....                  | 79        |
| 2 関係省庁事故対策連絡会議の開催等 .....         | 79        |
| 3 原子力災害対策本部の設置 .....             | 80        |
| 4 原子力安全委員会の活動 .....              | 80        |
| (1) 緊急技術助言組織の招集 .....            | 80        |
| (2) 原子力安全委員会及び緊急技術助言組織の活動 .....  | 80        |
| (3) 原子力災害対策本部等への人員の派遣 .....      | 81        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....        | 81        |
| 第3章 原子力艦の原子力災害 .....             | 81        |
| 第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保 .....        | 81        |

|                                           |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                        | 81        |
| (1) 災害情報等の連絡 .....                        | 81        |
| (2) 放射能影響の早期把握等 .....                     | 82        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                   | 82        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....                     | 82        |
| 2 通信手段の確保 .....                           | 83        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                         | 83        |
| 1 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催等 .....              | 84        |
| 2 非常災害対策本部の設置 .....                       | 84        |
| 3 緊急災害対策本部の設置 .....                       | 85        |
| 4 原子力安全委員会の活動 .....                       | 85        |
| (1) 原子力艦災害対策緊急技術助言組織の招集 .....             | 85        |
| (2) 原子力安全委員会及び原子力艦災害対策緊急技術助言組織の活動 .....   | 85        |
| (3) 非常災害対策本部等への人員の派遣 .....                | 86        |
| 第3節 周辺住民等への的確な情報伝達活動 .....                | 86        |
| 第4節 海外からの支援の受入れ .....                     | 86        |
| 第5節 迅速な復旧活動 .....                         | 86        |
| <b>第11編 危険物等災害対策編 .....</b>               | <b>87</b> |
| 第1章 災害予防 .....                            | 87        |
| 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....          | 87        |
| 1 情報の収集・連絡体制 .....                        | 87        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備 .....                   | 87        |
| (2) 通信手段の確保 .....                         | 87        |
| 2 災害応急体制の整備 .....                         | 87        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                   | 88        |
| 第2章 災害応急対策 .....                          | 88        |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....            | 88        |
| 1 災害情報の収集・連絡 .....                        | 88        |
| (1) 危険物等事故情報等の連絡 .....                    | 88        |
| (2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ..... | 88        |
| (3) 一般被害情報等の収集・連絡 .....                   | 89        |
| (4) 応急対策活動情報の連絡 .....                     | 89        |
| 2 通信手段の確保 .....                           | 89        |
| 第2節 活動体制の確立 .....                         | 89        |
| 1 職員の非常参集 .....                           | 89        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....                      | 89        |
| 3 非常災害対策本部の設置 .....                       | 89        |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....                 | 90        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第 12 編 大規模な火事災害対策編</b>        | <b>91</b> |
| 第 1 章 災害予防                       | 91        |
| 第 1 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え     | 91        |
| 1 情報の収集・連絡体制                     | 91        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備                | 91        |
| (2) 通信手段の確保                      | 91        |
| 2 災害応急体制の整備                      | 91        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動                | 92        |
| 第 2 章 災害応急対策                     | 92        |
| 第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保       | 92        |
| 1 災害情報の収集・連絡                     | 92        |
| (1) 大規模な火事発生直後の被害の第 1 次情報等の収集・連絡 | 92        |
| (2) 一般被害情報等の収集・連絡                | 92        |
| (3) 応急対策活動情報の連絡                  | 93        |
| 2 通信手段の確保                        | 93        |
| 第 2 節 活動体制の確立                    | 93        |
| 1 職員の非常参集                        | 93        |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等                   | 93        |
| 3 非常災害対策本部の設置                    | 93        |
| 第 3 節 関係者等への的確な情報伝達活動            | 94        |
| 第 3 章 災害復旧・復興                    | 94        |
| 第 1 節 地域の復旧・復興の支援                | 94        |
| 第 2 節 被災者等の生活再建等の支援              | 94        |
| 第 3 節 激甚災害の指定                    | 94        |
| <b>第 13 編 林野火災対策編</b>            | <b>95</b> |
| 第 1 章 災害予防                       | 95        |
| 第 1 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え     | 95        |
| 1 情報の収集・連絡体制                     | 95        |
| (1) 情報の収集・連絡体制の整備                | 95        |
| (2) 通信手段の確保                      | 95        |
| 2 災害応急体制の整備                      | 95        |
| 3 関係者等への的確な情報伝達活動                | 96        |
| 第 2 章 災害応急対策                     | 96        |
| 第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保       | 96        |
| 1 災害情報の収集・連絡                     | 96        |
| (1) 林野火災発生直後の被害の第 1 次情報等の収集・連絡   | 96        |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (2) 一般被害情報等の収集・連絡 .....   | 96 |
| (3) 応急対策活動情報の連絡 .....     | 97 |
| 2 通信手段の確保 .....           | 97 |
| 第2節 活動体制の確立 .....         | 97 |
| 1 職員の非常参集 .....           | 97 |
| 2 関係省庁連絡会議の開催等 .....      | 97 |
| 3 非常災害対策本部の設置 .....       | 97 |
| 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... | 98 |
| 第3章 災害復旧・復興 .....         | 98 |
| 第1節 被災者等の生活再建等の支援 .....   | 98 |
| 第2節 激甚災害の指定 .....         | 98 |
| 第14編 その他の災害に共通する対策編 ..... | 99 |

## 第1編 総 則

### 第1章 本計画の目的と構成

- この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、内閣府が防災に関しとるべき措置を定め、もって的確な災害対策の推進に資することを目的とする。このうち、大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づく内閣府の地震防災強化計画は第 2 編第 4 章に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づく内閣府の東南海・南海地震防災対策推進計画は第 2 編第 5 章に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づく内閣府の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は第 2 編第 6 章に、それぞれ定める。
- この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第 2 編から第 13 編まで各災害ごとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階における施策を具体的に記述している。なお、この計画の各編は典型的な災害について個別に記述していることから、災害の態様に応じ、他編の記述を準用して対応する。
- この計画は、的確な災害対策の推進に資することを目的としており、その使命を確実に果たしていくため、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

### 第2章 内閣府の役割

- 内閣府は、内閣官房を助けて、防災に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案、総合調整機能を発揮することにより、災害対策における内閣機能の強化を図る。
- 内閣府は、地震災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災その他の災害に対処するため、中央防災会議と連携を緊密にし、防災に関する政策の企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、指定行政

機関等の防災に関する組織及び計画の把握、毎年次の防災に関する計画及び防災に関してとった措置の取りまとめ、災害対策の総合的推進に必要な調査研究等を行い、もって、総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策にわたる諸施策の総合的かつ円滑な推進を図る。

- 内閣府は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。
- 内閣府は、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、短期及び中長期の経済の運営に関する事項、財政運営の基本及び予算編成の基本方針、経済に関する重要な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務、その他の所掌事務を遂行するに当たっては、災害を未然に防止する等のための配慮をするよう努める。
- 内閣府は、「「防災の日」及び「防災週間」について」（昭和 57 年 5 月 11 日閣議了解）に基づき、防災活動、防災体制の整備等に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった者に対して内閣総理大臣表彰を行う。
- 内閣府は、管理する土地又は施設で、避難場所やヘリスポットとしての活用が可能なものを利用し、被災者等の受入れ等必要な措置を講じる。
- 内閣府は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

### 第3章 防災に関する組織

- 大臣官房は、内閣府の所管に関する業務、職員及び施設に関する災害対策の部局間の調整が円滑に実施されるよう適切に対処する。

#### 第1節 内閣府情報対策室

- 内閣府情報対策室は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が設置し、災害発生のおそれがある場合、又は災害発生直後の初動期等における迅速かつ適切な情報収集・連絡活動を行う。



## 第2節 内閣府広報対策室

- 内閣府広報対策室は、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）が設置し、発災後の初動期等における迅速かつ適切な広報活動を行う。

## 第3節 内閣府災害対策室

- 内閣府災害対策室は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に政策統括官（防災担当）が設置する。
- 内閣府災害対策室が設置された場合には、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）による非常参集時における業務分担等に基づき、業務に従事する。
- 内閣府災害対策室が設置された場合において、内閣府情報対策室又は内閣府広報対策室が設置されているときは、当該対策室は廃止されるものとし、内閣府災害対策室が当該対策室の業務を承継する。

## 第4節 沖縄総合事務局における防災体制

- 沖縄総合事務局は、沖縄県の区域においてその所掌事務に係する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- 沖縄総合事務局災害対策本部の設置は沖縄総合事務局長が決定するものとし、その組織その他の必要な事項は沖縄総合事務局長が別に定める。
- 沖縄総合事務局長は、内閣府防災業務計画に基づき、その所掌事務に関し沖縄総合事務局防災業務計画を作成するとともに、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

## 第4章 災害時における指揮命令者の継承

- 災害が発生した場合の情報収集、非常（緊急、原子力）災害対策本部の設置、関係機関との事務連絡等に関する事務については、防災担当大臣（防災担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官。以下「大臣」という。）の指揮により政策統括官（防災担当）において行う。
- 大臣に事故のあるときは、副大臣（防災担当）が大臣の職務を代行する。また、副大臣（防災担当）が置かれていない場合、又はその職務を代行し得ないときは、大臣政務官（防災担当）、事務次官、官房長の順で指揮を執る。

- 政策統括官（防災担当）においては、政策統括官（防災担当）に事故のあるときは、大臣官房審議官（防災担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の順に政策統括官（防災担当）の職務を代行する。
- 事故のあるときとは、当該指揮命令者の存否、所在が明らかでない場合、又は遠隔地への出張等により直接指揮命令が執れない場合を言う。

## 第2編 震災対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 地震災害に備えた施策の実施

- 政策統括官（防災担当）は、大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略の策定及び実施並びに達成状況に関する定期的なフォローアップを推進する。また、関係地方公共団体に対し、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定を要請する。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模地震について、予防対策から災害発生後の対応までを含めたマスタープランである対策大綱、災害発生時における関係機関の取るべき行動を示した応急対策活動要領、発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するための具体的な活動内容に係る計画について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図るとともに、その実施を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地震発生直後における政府の初動対応の迅速化等のため、地理情報システムを用いた地震防災情報システムの整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定を促進し、地域防災拠点施設整備モデル事業を推進するとともに、緊急事業を円滑に推進するための調査・検討を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、国及び地方公共団体等が協力して大規模な地震等に対処するための広域防災基地の整備の在り方について、関係機関と連携して検討を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、「建築物の耐震化緊急対策方針」（中央防災会議決定）を踏まえつつ、関係省庁と連携し、建築物の耐震化の推進に関する検討及びその普及、啓発等、建築物に係る地震被害軽減のために必要な対策を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、主要な道路・鉄道・港湾の耐震点検実施状況、海岸堤防等の機能点検実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な液状化対策の推進を図るため、関

係省庁と連携し、新技術の開発促進、液状化マップ作成の促進等の施策を講じる。

- 政策統括官（防災担当）は、津波避難ビル等の整備・指定の促進や津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進による津波ハザードマップの作成支援など、ハード面とソフト面を組み合わせた総合的な津波対策の在り方を検討する等の施策を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を関係機関と連携して進める。
- 内閣府は、事務用機器、ロッカー等の固定を行い、大規模な地震発生時においても防災業務遂行に支障を来さない措置を講じる。
- 内閣府は、災害発生時に必要なシステム機能の確保、情報の滅失防止のため、バックアップシステムの整備、早期復旧のための体制整備等の情報システムの防災性の向上に努める。
- 内閣府は、避難路の確保を始め、施設及び設備の整備並びに発災時における必需品の確保に努める。
- 内閣府は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の推進等に当たっては、関係行政機関から防災に関する情報を的確に収集し、これを分析、検討して、沖縄の置かれた地理的及び自然条件に対処し得るよう治山、治水、海岸保全等防災及び国土の保全に関して十分配慮するよう努める。
- 内閣府は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるよう努める。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 1 情報の収集・連絡体制

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地震発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報の共有化を図るため、国が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努める。

- 政策統括官（防災担当）は、気象情報システム、衛星通信、インターネットの活用などにより、多様な災害関連情報を収集する体制の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集のための一斉情報連絡装置の維持・管理を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛星及び警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報先遣チームの情報収集活動を支援するため、携帯用の無線機器、情報伝送システム等装備の充実を推進する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

## (2) 情報の分析整理

- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、総合的な防災情報を網羅したデータベースの整備及び防災マップの作成等に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地震発生直後における政府の初動対応の迅速化その他の震災対策の充実・強化のため、地震防災情報システムの整備を推進する。
- 各部局等は、その保有する情報・データ等のうち、防災対策上必要な情報等については、集約、整理し、災害時の対応に資する。

## (3) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）及び非常（緊急）災害対策本部等を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 中央防災無線網の整備、維持・管理に当たっては、次の点に留意する。
  - ・ 中央防災無線のネットワーク化を推進し、その際に他機関の設置するネットワークとの連携について配慮する。
  - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の二重化、ループ化又は異なる手段による通信系の整備を推進するとともに主要な装置の二重化を図る。
  - ・ 首都地域の大規模な地震の際に地上系の無線設備が被災した場合にお

いても、情報収集・連絡が確保できるよう、可搬型の衛星系無線の整備を推進する。

- ・ 画像をはじめとする大容量データの通信を可能とする大容量通信ネットワークの体系的な整備を図る。
- ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した実践的通信訓練を定期的実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

## 2 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制

- 政策統括官（防災担当）は、職員の体制を必要十分なものとするよう、その整備に努める。
- 大臣官房人事課は、政策統括官（防災担当）と協力し、職員の防災知識の高揚、災害対応力の向上及び防災行政に資する人材の育成を図る。このため、初任者研修、実務者研修等において、防災研修を行う。
- 内閣府は、あらかじめ定められた内閣府非常災害対策要員及び関係省庁の職員について、一斉情報連絡装置により非常参集のための情報を伝達する等、職員の非常参集体制の整備を図る。
- 大臣官房厚生管理官は、内閣府非常災害対策要員の宿舍を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 各部局等は、内閣府非常災害対策要員の指定に当たっては、可能な限り内閣府近傍の者を指定するように努める。
- 政策統括官（防災担当）は、各省庁の非常（緊急）災害対策本部員の宿舍についても、震が関近傍に確保するよう、関係省庁に配慮を要請する。

### (2) 防災中枢機能等の確保、充実

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な災害等が発生した場合に備え、庁舎管理者と連携を取り、非常用電源等の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域において大規模な地震が発生し、政府中枢機能が被災した場合等に対処するため、立川広域防災基地の整備を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、立川広域防災基地内の災害対策本部予備施設の充実及び機能の維持・整備に努め、首都地域の広域的な地震災害の発

生に備える。

- 政策統括官（防災担当）は、中央合同庁舎 5 号館及び立川災害対策本部予備施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域において大規模な地震が発生した場合の広域的な災害対策活動を円滑に行うため、関係省庁と連携し、東京湾臨海部（有明の丘地区及び東扇島地区）において基幹的広域防災拠点の整備を推進するとともに、基幹的広域防災拠点を中心とした広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化のための適切な運営体制の確立を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、京阪神地域において大規模な地震が発生した場合の広域的な災害対策活動を円滑に行うため、関係省庁と連携し、京阪神都市圏（堺泉北港境 2 区）において基幹的広域防災拠点の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域において大規模な地震が発生した場合の広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領」について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図り、地震発生後、被害状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を推進する。また、本応急対策活動要領に基づき、発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するための具体的な活動内容に係る計画について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図る。

### 3 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて被災者等が必要とする情報を整理する。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、防災情報提供窓口を集約し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等による被災者等への情報提供の体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁等と連携し、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努める。

### 4 海外からの支援の受入れ活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの可否の判断、受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、

海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、その情報の蓄積を図る。また、関係省庁と協力して海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、その対応方針をあらかじめ定めておくとともに、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続について、あらかじめ定めておく。

## 5 防災訓練の実施

- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と連携し、大規模な地震や津波を想定した防災訓練を積極的に実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報収集・伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種救援要請に関し、機動力を活かした広域的地震災害応急対策訓練及び非常本部等の現地対策本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と訓練を行うに当たっては、地震及び被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性の参画を促進するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 内閣府は、内閣府非常災害対策要員等を対象とした非常参集訓練、情報伝達訓練等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、訓練終了後速やかに訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等が実施する広域的な防災訓練において、国と地方が連携し実施する必要がある情報収集・伝達訓練等について、可能な範囲で訓練に協力する。

## 6 災害復旧・復興への備え

- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての調査・研究を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するた



め、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興対策マニュアルの整備を進める。また、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について調査・研究を行う。

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 防災思想の普及、徹底

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」が必要であるため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、自主防災思想の普及、徹底を図る。

##### (1) 防災知識の普及

- 政策統括官（防災担当）は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るための広報資料を作成する。
- 政策統括官（防災担当）は、耐震補強、家具等の転倒防止対策等家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット、ホームページ等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、関係省庁と連携しながら緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等により、国民の防災知識の向上に努める。
- 特に津波については、個人の避難行動が重要であるため、政策統括官（防災担当）は、津波の危険や避難方法等について、報道機関等を通じて、住民に対し広く啓発する。
- 政策統括官（防災担当）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域における大規模な地震が発生した場合に想定される膨大な避難者、帰宅困難者への対応として、被災者の被災地外への疎開・帰省の奨励等の避難所への避難者を減らす対策や各家庭における食料等の備蓄の奨励等を行うとともに、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底や帰宅困難者の救

援活動の担い手としての役割の検討等を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、これらの防災知識等の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

## (2) 災害時要援護者等への配慮

- 政策統括官（防災担当）は、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 2 国民の防災活動の環境整備

### (1) 災害被害を軽減する国民運動の展開

- 政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民運動の推進の基本的な枠組みを構築するものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行うものとする。

### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

### (3) 企業防災の促進

- 政策統括官（防災担当）は、企業が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識するよう、防災意識の高揚を図るとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定等の企業の防災活動を促進するため、BCPガイドラインの普及、企業の防災に係る取組が社会的、経営的に適切に評価されるための検討等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全

な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 地震情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、震度5弱以上の地震情報又は津波警報等を気象庁から入手したときは、速やかに、官邸（内閣情報集約センター）、関係省庁及び内閣府関係者に連絡する。

##### (2) 被害規模の早期把握のための活動

- 内閣府宿日直員は、災害の発生が休日、夜間である場合には、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、被害情報等の収集、連絡を行う。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な地震の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な地震の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、地震防災情報システムの活用等により被害の早期評価及び関係機関との災害関係情報の共有を行う。

##### (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び指定公共機関等から、被害規模に関する情報等を収集する。
- 内閣府情報対策室は、被害の第1次情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 東京で震度5強以上、その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合には、内閣府政策統括官（防災担当）（不在のときは大臣官房審議官（防災担当））が官邸に緊急参集する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

(4) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の被害情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から被害情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

(5) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の応急対策活動情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から応急対策活動情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した応急対策活動情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 直ちに中央防災無線網の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早急に復旧の対策を講じる。また、必要な通信要員を確保する。
  - ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨時回線の設定を行う。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

**第2節 活動体制の確立**

- 政策統括官（防災担当）から大規模な地震等の連絡があったときは、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。
- 参集した内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）による非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 非常参集により体制が整うまでの間の対応は、参集者のうち、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が責任者となり、

参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。ただし、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が不在の時は、職位の上位者が、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の順に責任者となり、指示を行う。

- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
  - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
  - ② 被害状況等の情報収集
  - ③ 収集した情報の関係者、関係省庁等への連絡
  - ④ 被害規模の把握
  - ⑤ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び現地対策本部の設置準備
  - ⑥ 応急対策の検討
  - ⑦ 広報対応
- 非常（緊急）災害対策本部の設置された後は、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）による分野別の班編成に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な地震が発生したとき等は、非常（緊急）災害現地対策本部の設置のために必要な準備を行うため、情報先遣チームを直ちに現地に派遣する。
- 情報先遣チームの詳細については、別に定める「情報先遣チーム派遣要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）による。
- 情報先遣チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生した場合において、その規模、その他の状況から被災地を特別に調査する必要がある場合は、政府調査団を速やかに派遣する。派遣の詳細は、別途「政府調査団の派遣手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「政府調査団の派遣に係る業務要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、自然災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至らないまでも、国の現地組織を設けて対応を図る必要がある場合は、国の現地組織を速やかに設置する。設置の詳細は、別途「自然災害発生時に設置

する国の現地組織に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)及び「自然災害発生時に設置する国の現地組織に係る業務手順」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

- 内閣府広報対策室は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。内閣府災害対策室が設置された場合は、同室が上記の任を負う。

#### 1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

- 政策統括官(防災担当)は、大規模な地震発生後、地震及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議を開催する。手続の詳細は、別途「災害対策関係省庁連絡会議設置要綱」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 政策統括官(防災担当)は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、関係省庁と連携し、必要に応じ、担当官を現地に派遣する。

#### 2 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官(防災担当)は速やかに同本部設置の手続を開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」(中央防災会議主事会議申合せ)、「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 同本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。
- 政策統括官(防災担当)は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手続を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」(中央防災会議主事会議申合せ)、「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)及び「現地対策本部業務マニュアル」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

#### 3 緊急災害対策本部の設置

- 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官(防災担当)は速やかに同本部設置の手続を開始する。また、必要がある場合は、災害緊

急事態の布告の手続も併せて開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）、「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

- 同本部の設置場所は、官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館（災害対策本部長室）内、中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。
- 同本部の事務局の設置場所は、官邸及び中央合同庁舎５号館内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎５号館内、中央合同庁舎５号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手続を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）、「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「現地対策本部業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

#### ４ 首都地域において大規模な地震が発生した場合の参集方法

- 首都地域において震度６弱以上の地震が発生したときの、本部要員、事務局要員等の参集については、別途申合せされた「南関東地域の大規模な地震発生後の非常参集時における自衛隊ヘリコプターの利用等について」（中央防災会議主事会議申合せ）による。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域において大規模な地震等が発生したときは、防災会議室及びライフライン等の状況を速やかに把握し、緊急災害対策本部設置場所について、内閣官房（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当））と連絡調整を図る。

### 第３節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすく公表する。

#### 第4節 海外からの支援の受入れ

- 政策統括官（防災担当）は、外交ルートによる海外からの支援の申入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」（海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、非常（緊急）災害対策本部が設置された後は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づき対応する。

### 第3章 災害復旧・復興

#### 第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 被災地方公共団体が復旧・復興の基本方向を定めた場合等には、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ関係省庁連絡会議の開催等により、関係行政機関との緊密な連携を図り、基本方向に基づく復興計画の策定、その他復旧・復興の推進を支援する。

#### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房総務課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。
- 沖縄振興局は、沖縄振興開発金融公庫からの中小企業施設、住宅、農林水産業施設、医療施設及び生活衛生施設の災害復旧資金の貸付けについて、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

#### 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）



第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく特定非常災害として指定するための政令の制定の手続を行う。

## 第4章 地震防災強化計画

- 本章は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づく内閣府の地震防災強化計画である。

### 第1節 地震防災応急対策等に係る措置

#### 1 東海地震観測情報時の措置

##### (1) 職員の非常参集等

- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）等に基づき、職員の迅速な参集を図る。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、直ちに内閣府情報対策室を設置する。

##### (2) 情報伝達

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震観測情報の趣旨を、直ちに関係省庁（内閣官房（内閣情報集約センター）、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省を除く）に伝達する。

#### 2 東海地震注意情報時の措置

##### (1) 職員の非常参集等

- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）等に基づき、職員の迅速な参集を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）によ

り、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

(2) 情報伝達

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震注意情報の趣旨を、直ちに関係省庁（内閣官房（内閣情報集約センター）、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省を除く）に伝達する。また、東海地震注意情報発表後に政府の準備行動開始の必要性が確認された場合は、関係省庁及び関係指定公共機関にその旨を伝達するとともに、準備行動の開始が確認された場合の国民への広報文を内閣官房（安全保障・危機管理担当）及び気象庁と協議して立案する。

(3) 情報先遣チームの派遣

- 政策統括官（防災担当）は、「情報先遣チーム派遣要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）を踏まえつつ、情報先遣チームを静岡県へ派遣する。

(4) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置等の準備

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁から東海地震注意情報において地震防災対策強化地域判定会が開催された旨を伝達された場合は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言及び地震災害警戒本部設置のための閣議請議その他必要な手続の準備を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、現地警戒本部予定地と官邸等との通信回線を確認するとともに、現地警戒本部員予定者及び関係都県へ派遣する連絡要員の移動手段を確認する等必要な準備を行う。また、現地警戒本部の設置及び運営が円滑に行えるよう、あらかじめ本部スペースの確保や通信網の充実等を行う。

3 地震予知情報及び警戒宣言時の措置

(1) 地震予知情報の伝達

- 政策統括官（防災担当）は、地震予知情報を入手した場合は、直ちに関係省庁へこれを伝達する。

(2) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置及び運営

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁長官による地震予知情報の内閣総理大臣への報告後、出来るだけ速やかに警戒宣言を発せられるよう、内閣官房（内閣総務官室）の協力を得て、閣議等の手続を迅速に処理する。
- 政策統括官（防災担当）は、内閣総理大臣による警戒宣言、警戒態勢をとるべき旨の公示及び地震予知情報の内容の周知に係る発表文を内閣官房（安全保障・危機管理担当）及び気象庁と協議して立案する。
- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに地震

災害警戒本部及び現地警戒本部の設置に係る所要の手続を進め、迅速に本部会議を開催して、地震防災応急対策の総合的かつ的確な推進を図る。

- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言及び警戒本部設置に係る閣議決定後直ちに関係省庁に伝達するとともに、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知を関係指定公共機関に伝達する。
- 警戒宣言、地震災害警戒本部の設置等に係る事務については、本計画に定めるもののほか、別に定める「東海地震に係る警戒宣言、地震災害警戒本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「警戒宣言、警戒解除宣言並びに地震災害警戒本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づいて、実施する。

(3) 緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置の準備

- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合は、災害の発生に備え、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置に必要な手続の準備を行う。
- 緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置等に係る事務については、本計画に定めるもののほか、別に定める「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）、「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）、「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づいて、実施する。

**第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備**

- 政策統括官（防災担当）は、地震防災対策強化地域における防災性の向上を図るため、地震対策緊急整備事業計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な道路・鉄道・港湾の耐震点検実施状況、海岸堤防等の機能点検実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、東海地震で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を関係機関と連携して進める。

### 第3節 地震防災上必要な広報、教育及び訓練

#### 1 広報及び教育の実施

- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止等に資するため、「防災週間」を中心として、報道機関との連携や各種広報媒体を活用するなどあらゆる手法で東海地震の予知や警戒宣言等に関する正確な知識の徹底的な普及を図る。

#### 2 訓練の実施

- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合及び大規模な地震災害により非常事態が発生した場合を想定し、毎年、関係行政機関等の協力を得て、情報の収集及び伝達訓練、非常参集訓練、地震災害警戒本部、現地警戒本部、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置運営訓練等の防災訓練を実施する。なお、総合的な防災訓練の計画作成及び実施に係る関係行政機関の事務について必要な調整を図る。

## 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

- 本章は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づく内閣府の東南海・南海地震防災対策推進計画である。

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下本章において「推進地域」という。）における防災性の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な道路・鉄道・港湾の耐震点検実施状況、海岸堤防等の機能点検実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、東南海・南海地震で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を関係機関と連携して進める。

### 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置

#### 1 津波に関する情報の受理、伝達等

- 内閣府における津波に関する情報の受理、伝達については、別に定める「地震・津波災害時初動対応要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）

に基づくものとする。

- 政策統括官（防災担当）は、津波に関する情報の迅速な受理、伝達を行うため、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進するなど、第2編第1章第2節に定める情報収集・連絡体制の整備を図る。

## 2 避難対策等

- 政策統括官（防災担当）は、津波からの避難に関する意識の啓発を図るため、地方公共団体が行う津波対策を津波・高潮ハザードマップマニュアル等により支援する。また、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルの活用を進めるため、津波避難ビル等に係るガイドラインの普及を図る。

## 第3節 防災体制に関する措置

### 1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 政策統括官（防災担当）は、東南海・南海地震が発生した場合は、第2編第2章「災害応急対策」に基づき、速やかに災害情報の収集・連絡及び通信手段の確保を行うとともに、必要に応じ、非常参集、内閣府情報対策室等の設置、情報先遣チームの派遣、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置等の活動体制の確立を図る。

### 2 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の備蓄・調達

- 政策統括官（防災担当）は、東南海・南海地震発生時の広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急対策活動要領」について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図り、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を推進する。また、本応急対策活動要領に基づき、発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するための具体的な活動内容に係る計画について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図る。

### 3 地域防災力の向上

- 政策統括官（防災担当）は、東南海・南海地震に対する地域防災力の向上を図るため、防災ボランティア活動の環境整備や企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進等、第2編第1章第3節に定める国民の防災活動の促進を図る。

#### 第4節 防災訓練に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、推進地域に係る大規模な地震災害により非常事態が発生した場合を想定し、毎年、関係行政機関等の協力を得て、情報の収集及び伝達訓練、非常参集訓練、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部等の設置運営訓練等の防災訓練を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、関係行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等との連携を図ることに努める。また、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

#### 第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、手引書の配布や研修等を通じて、職員に対して、東南海・南海地震に関する知識等に関する地震防災上の教育を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、過去に発生した東南海・南海地震による被害の状況や、今後発生する東南海・南海地震により予想される被害等の東南海・南海地震に係る防災知識や意識に関し、第2編第1章第3節に基づき、広報資料の作成、テレビ、雑誌等の報道機関や防災関連行事等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、東南海地震と南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民や現地の地理に不案内な観光客等の意識の啓発に努める。

### 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- 本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づく内閣府の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画である。

#### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下本章において「推進地域」という。）における防災性の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な道路・鉄道・港湾の耐震点検実施状況、

海岸堤防等の機能点検実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を関係機関と連携して進める。

## 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置

### 1 津波に関する情報の受理、伝達等

- 内閣府における津波に関する情報の受理、伝達については、別に定める「地震・津波災害時初動対応要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づくものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、津波に関する情報の迅速な受理、伝達を行うため、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進するなど、第2編第1章第2節に定める情報収集・連絡体制の整備を図る。

### 2 避難対策等

- 政策統括官（防災担当）は、津波からの避難に関する意識の啓発を図るため、地方公共団体が行う津波対策を津波・高潮ハザードマップマニュアル等により支援する。また、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルの活用を進めるため、津波避難ビル等に係るガイドラインの普及を図る。

## 第3節 防災体制に関する措置

### 1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合は、第2編第2章「災害応急対策」に基づき、速やかに災害情報の収集・連絡及び通信手段の確保を行うとともに、必要に応じ、非常参集、内閣府情報対策室等の設置、情報先遣チームの派遣、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常災害対策本部の設置等の活動体制の確立を図る。

### 2 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の備蓄・調達

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を講じるため、甚大な津波被害が発生したとき等の主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図り、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を推進する。また、本応急対策活動要領に基づき、発

災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するための具体的な活動内容に係る計画について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図る。

### 3 地域防災力の向上

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する地域防災力の向上を図るため、防災ボランティア活動の環境整備や企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進等、第2編第1章第3節に定める国民の防災活動の促進を図る。

### 第4節 防災訓練に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、推進地域に係る大規模な地震災害により非常事態が発生した場合を想定し、他の防災訓練の状況等を踏まえ、関係行政機関等の協力を得て、情報の収集及び伝達訓練、非常参集訓練、非常災害対策本部等の設置運営訓練等の防災訓練を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うこと、及び関係行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等との連携を図ることに努める。また、防災訓練は、その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

### 第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、手引書の配布や研修等を通じて、職員に対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する知識等に関する地震防災上の教育を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の状況や、今後発生する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により予想される被害等の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災知識や意識に関し、第2編第1章第3節に基づき、広報資料の作成、テレビ、雑誌等の報道機関や防災関連行事等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、明治三陸地震のような、地震の揺れのわりに大きな津波を発生させるいわゆる「津波地震」に関する知識の普及や、津波に対する心得についての広報など、住民や現地の地理に不案内な観光客等の意識の啓発に努める。



## 第3編 風水害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 風水害に備えた施策の実施

- 政策統括官（防災担当）は、甚大な被害を発生させることが想定されるような大規模水害について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ対策の整備・充実を図るとともに、その実施を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害発生時における応急活動の拠点となる地域防災拠点施設整備モデル事業を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、土砂災害の予防及び軽減を図るため、総合的な土砂災害対策の推進のための調査・研究を行う。
- 内閣府は、本土から遠距離にあり、台風常襲地帯に位置して、風雨、波浪等による自然災害を被りやすく、かつ、広域に散在する数多くの離島を抱える沖縄県の気象、地象及び水象並びに地理的条件に相応する防災対策を樹立するための調査研究を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と協力して、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体における出水期等の防災態勢の強化を図る。
- 内閣府は、「振興開発計画」の推進等に当たっては、関係行政機関から防災に関する情報を的確に収集し、これを分析、検討して、沖縄の置かれた地理的及び自然条件に対処し得るよう治山、治水、海岸保全等防災及び国土の保全に関して十分配慮するよう努める。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 災害発生直前対策

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁が発表する気象警報、注意報等を迅速に受信するため、機器の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体による住民の避難誘導體制の強化のため、避難指示、避難勧告、避難準備（災害時要援護者避難）情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成、災害時要援護者の避難支援計画の策定等の促進に努める。

##### 2 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。

- 政策統括官（防災担当）は、風水害発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報の共有化を図るため、国が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、気象情報システム、衛星通信、インターネットの活用などにより、多様な災害関連情報を収集する体制の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集のための一斉情報連絡装置の維持・管理を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛星及び警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報先遣チームの情報収集活動を支援するため、携帯用の無線機器、情報伝送システム等装備の充実を推進する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

## (2) 情報の分析整理

- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、総合的な防災情報を網羅したデータバンクの整備及び防災マップの作成等に努める。
- 各部局等は、その保有する情報・データ等のうち、防災対策上必要な情報等については、集約、整理し、災害時の対応に資する。

## (3) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常（緊急）災害対策本部等を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 中央防災無線網の整備、維持・管理に当たっては、次の点に留意する。
  - ・ 中央防災無線のネットワーク化を推進し、その際に他機関の設置するネットワークとの連携について配慮する。
  - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の二重化、ループ化又は異なる手段による通信系の整備を推進するとともに主要な装置の二重化

を図る。

- ・ 地上系の無線設備が被災した場合においても、情報収集・連絡が確保できるよう、可搬型の衛星系無線を整備する。
  - ・ 画像をはじめとする大容量データの通信を可能とする大容量通信ネットワークの体系的な整備を図る。
  - ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した実践的通信訓練を定期的を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
  - 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

### 3 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、職員の体制を必要十分なものとするよう、その整備に努める。
- 大臣官房人事課は、政策統括官（防災担当）と協力し、職員の防災知識の高揚、災害対応力の向上及び防災行政に資する人材の育成を図る。このため、初任者研修、実務者研修等において、防災研修を行う。
- 内閣府は、あらかじめ定められた内閣府非常災害対策要員及び関係省庁の職員について、一斉情報連絡装置により非常参集のための情報を伝達する等、職員の非常参集体制の整備を図る。
- 大臣官房厚生管理官は、内閣府非常災害対策要員の宿舎を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 各部局等は、内閣府非常災害対策要員の指定に当たっては、可能な限り内閣府近傍の者を指定するように努める。
- 政策統括官（防災担当）は、各省庁の非常（緊急）災害対策本部員の宿舎についても、震が関近傍に確保するよう、関係省庁に配慮を要請する。

### 4 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて被災者等が必要とする情報を整理する。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、防災情報提供窓口を集約し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等による被災者等への情報提供の体制を整備する。

### 5 海外からの支援の受入れ活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの

可否の判断、受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、その情報の蓄積を図る。また、関係省庁と協力して海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、その対応方針をあらかじめ定めておくとともに、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続について、あらかじめ定めておく。

## 6 防災訓練の実施

- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と連携し、大規模な風水害を想定した防災訓練を積極的に実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報収集・伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種救援要請に関し、機動力を活かした広域的風水害応急対策訓練及び非常本部等の現地対策本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と訓練を行うに当たっては、風水害及び被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性の参画を促進するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、実施する。
- 内閣府は、内閣府非常災害対策要員等を対象とした非常参集訓練、情報伝達訓練等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、訓練終了後速やかに訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等が実施する広域的な防災訓練において、国と地方が連携し実施する必要がある情報収集・伝達訓練等について、可能な範囲で訓練に協力する。

## 7 災害復旧・復興への備え

- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての調査・研究を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興対策マニュアルの整備を進める。

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 防災思想の普及、徹底

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」が必要であるため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、自主防災思想の普及、徹底を図る。

##### (1) 防災知識の普及

- 政策統括官（防災担当）は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るための広報資料を作成する。
- 政策統括官（防災担当）は、家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット、ホームページ等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等により、国民の防災知識の向上に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、これらの防災知識等の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。
- 政策統括官（防災担当）は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。

##### (2) 災害時要援護者等への配慮

- 政策統括官（防災担当）は、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 国民の防災活動の環境整備

##### (1) 災害被害を軽減する国民運動の展開

- 政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民

運動の推進の基本的な枠組みを構築するものとする。

- 政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行うものとする。

## (2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

## (3) 企業防災の促進

- 政策統括官（防災担当）は、企業が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識するよう、防災意識の高揚を図るとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定等の企業の防災活動を促進するため、BCPガイドラインの普及、企業の防災に係る取組が社会的、経営的に適切に評価されるための検討等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 災害発生直前の対策

- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、気象庁が発表する気象警報・注意報等から、災害が発生する可能性が高いと判断される場合には、必要に応じ内閣府情報対策室を設置する。
- 内閣府情報対策室は、引き続き気象警報・注意報等の情報収集にあたりるとともに、必要に応じこれらの情報を関係者に連絡する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 1 災害情報の収集・連絡

#### (1) 被害規模の早期把握のための活動

- 内閣府宿日直員は、災害の発生が休日、夜間である場合には、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、被害情報等の収集、連絡を行う。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な風水害の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な風水害の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

#### (2) 風水害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び指定公共機関等から、被害規模に関する情報等を収集する。
- 内閣府情報対策室は、被害の第1次情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の被害情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から被害情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の応急対策活動情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から応急対策活動情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した応急対策活動情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

## 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 直ちに中央防災無線網の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早急に復旧の対策を講じる。また、必要な通信要員を確保する。
  - ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨時回線の設定を行う。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第3節 活動体制の確立

- 政策統括官（防災担当）から大規模な風水害等の連絡があったときは、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成 13 年内閣府訓令第 48 号）により直ちに参集する。
- 参集した内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成 13 年内閣府訓令第 48 号）による非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 非常参集により体制が整うまでの間の対応は、参集者のうち、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。ただし、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が不在の時は、職位の上位者が、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の順に責任者となり、指示を行う。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
  - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
  - ② 被害状況等の情報収集
  - ③ 収集した情報の関係者、関係省庁等への連絡
  - ④ 被害規模の把握
  - ⑤ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び現地対策本部の設置準備
  - ⑥ 応急対策の検討



⑦ 広報対応

- 非常（緊急）災害対策本部の設置された後は、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）による分野別の班編成に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な風水害が発生したとき等は、非常（緊急）災害現地対策本部の設置のために必要な準備を行うため、情報先遣チームを直ちに現地に派遣する。
- 情報先遣チームの詳細については、別に定める「情報先遣チーム派遣要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）による。
- 情報先遣チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生した場合において、その規模、その他の状況から被災地を特別に調査する必要がある場合は、政府調査団を速やかに派遣する。派遣の詳細は、別途「政府調査団の派遣手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「政府調査団の派遣に係る業務要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、自然災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至らないまでも、国の現地組織を設けて対応を図る必要がある場合は、国の現地組織を速やかに設置する。設置の詳細は、別途「自然災害発生時に設置する国の現地組織に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「自然災害発生時に設置する国の現地組織に係る業務手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 内閣府広報対策室は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。内閣府災害対策室が設置された場合は、同室が上記の任を負う。

1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な風水害発生後、風水害及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議を開催する。手続の詳細は、別途「災害対策関係省庁連絡会議設置要綱」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 内閣府は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、関係省庁と連携し、必要に応じ、担当官を現地に派遣する。

## 2 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手續を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

## 3 緊急災害対策本部の設置

- 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。また、必要がある場合は、災害緊急事態の布告の手續も併せて開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部の設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎5号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手續を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

## 第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすく公表する。

## 第5節 海外からの支援の受入れ

- 政策統括官（防災担当）は、外交ルートによる海外からの支援の申入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」（海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、非常（緊急）災害対策本部が設置された後は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定に基づき対応する。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 被災地方公共団体が復旧・復興の基本方向を定めた場合等には、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ関係省庁連絡会議の開催等により、関係行政機関との緊密な連携を図り、基本方向に基づく復興計画の策定、その他復旧・復興の推進を支援する。

### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房総務課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。
- 沖縄振興局は、沖縄振興開発金融公庫からの中小企業施設、住宅、農林水産業施設、医療施設及び生活衛生施設の災害復旧資金の貸付けについて、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

### 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項に

に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害として指定するための政令の制定の手続を行う。

## 第4編 火山災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 火山災害に備えた施策の実施

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生時における応急活動の拠点となる地域防災拠点施設整備モデル事業を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携して、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づく避難施設緊急整備事業及び降灰除去・降灰防除事業等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体による火山噴火災害危険区域予測図（火山ハザードマップ）の作成を促進するため、必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な火山災害対策の推進を図るための調査を行うとともに、全国の活動的な火山に係る防災体制の整備の推進を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 災害発生直前対策

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁が発表する噴火警報等を迅速に受信するため、機器の整備に努める。

##### 2 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、火山災害発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報の共有化を図るため、国が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、気象情報システム、衛星通信、インターネットの活用などにより、多様な災害関連情報を収集する体制の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集のための一斉情報連絡装置の維持・管理を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛

星及び警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を整備する。

- 政策統括官（防災担当）は、情報先遣チームの情報収集活動を支援するため、携帯用の無線機器、情報伝送システム等装備の充実を推進する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

## (2) 情報の分析整理

- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、総合的な防災情報を網羅したデータバンクの整備及び防災マップの作成等に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、火山噴火災害危険区域予測図（火山ハザードマップ）の作成に活用するため、火山に関する自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集及びデータベース化を推進し、関係機関による情報の円滑な利用を促進する。
- 各部局等は、その保有する情報・データ等のうち、防災対策上必要な情報等については、集約、整理し、災害時の対応に資する。

## (3) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常（緊急）災害対策本部等を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 中央防災無線網の整備、維持・管理に当たっては、次の点に留意する。
  - ・ 中央防災無線のネットワーク化を推進し、その際に他機関の設置するネットワークとの連携について配慮する。
  - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の二重化、ループ化又は異なる手段による通信系の整備を推進するとともに主要な装置の二重化を図る。
  - ・ 地上系の無線設備が被災した場合においても、情報収集・連絡が確保できるよう、可搬型の衛星系無線を整備する。
  - ・ 画像をはじめとする大容量データの通信を可能とする大容量通信ネットワークの体系的な整備を図る。
  - ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した実践的通信訓練を定期的実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備す

る電話については、災害時優先電話の指定を受ける。

- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

### 3 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、職員の体制を必要十分なものとするよう、その整備に努める。
- 大臣官房人事課は、政策統括官（防災担当）と協力し、職員の防災知識の高揚、災害対応力の向上及び防災行政に資する人材の育成を図る。このため、初任者研修、実務者研修等において、防災研修を行う。
- 内閣府は、あらかじめ定められた内閣府非常災害対策要員及び関係省庁の職員について、一斉情報連絡装置により非常参集のための情報を伝達する等、職員の非常参集体制の整備を図る。
- 大臣官房厚生管理官は、内閣府非常災害対策要員の宿舎を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 各部局等は、内閣府非常災害対策要員の指定に当たっては、可能な限り内閣府近傍の者を指定するように努める。
- 政策統括官（防災担当）は、各省庁の非常（緊急）災害対策本部員の宿舎についても、霞が関近傍に確保するよう、関係省庁に配慮を要請する。

### 4 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて被災者等が必要とする情報を整理する。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、防災情報提供窓口を集約し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等による被災者等への情報提供の体制を整備する。

### 5 海外からの支援の受入れ活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの可否の判断、受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、その情報の蓄積を図る。また、関係省庁と協力して海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、その対応方針をあらかじめ定めておくとともに、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続について、あらかじめ定めておく。

## 6 防災訓練の実施

- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と連携し、大規模な火山災害を想定した防災訓練を積極的に実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報収集・伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種救援要請に関し、機動力を活かした広域的火山災害応急対策訓練及び非常本部等の現地対策本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して火山災害及び被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性の参画を促進するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、実施する。
- 内閣府は、内閣府非常災害対策要員等を対象とした非常参集訓練、情報伝達訓練等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、訓練終了後速やかに訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等が実施する広域的な防災訓練において、国と地方が連携し実施する必要がある情報収集・伝達訓練等について、可能な範囲で訓練に協力する。

## 7 災害復旧・復興への備え

- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての調査・研究を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興対策マニュアルの整備を進める。

## 第3節 国民の防災活動の促進

### 1 防災思想の普及、徹底

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」が必要であるため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投



資を息長く行う国民運動を展開することにより、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 防災知識の普及

- 政策統括官（防災担当）は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るための広報資料を作成する。
- 政策統括官（防災担当）は、家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット、ホームページ等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等により、国民の防災知識の向上に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、これらの防災知識等の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 災害時要援護者等への配慮

- 政策統括官（防災担当）は、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 国民の防災活動の環境整備

(1) 災害被害を軽減する国民運動の展開

- 政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民運動の推進の基本的な枠組みを構築するものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るた

め、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

### (3) 企業防災の促進

- 政策統括官（防災担当）は、企業が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識するよう、防災意識の高揚を図るとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定等の企業の防災活動を促進するため、BCPガイドラインの普及、企業の防災に係る取組が社会的、経営的に適切に評価されるための検討等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害発生直前の対策

- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、気象庁が発表する噴火警報等から、災害が発生する可能性が高いと判断される場合には、必要に応じ内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合には、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室）は、引き続き噴火警報等の情報収集にあたりるとともに、必要に応じこれらの情報を関係者に連絡する。

### 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 被害規模の早期把握のための活動

- 内閣府宿日直員は、災害の発生が休日、夜間である場合には、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、被害情報等の収集、連絡を行う。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める

「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な火山災害の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。

- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合など、大規模な火山災害の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

(2) 火山災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び指定公共機関等から、被害規模に関する情報等を収集する。
- 内閣府情報対策室は、被害の第1次情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の被害情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から被害情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の応急対策活動情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から応急対策活動情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した応急対策活動情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、

- ・ 直ちに中央防災無線網の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早急に復旧の対策を講じる。また、必要な通信要員を確保する。
- ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨時回線の設定を行う。
- ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

### 第3節 活動体制の確立

- 政策統括官(防災担当)から大規模な火山災害等の連絡があったときは、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」(平成13年内閣府訓令第48号)により直ちに参集する。
- 参集した内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」(平成13年内閣府訓令第48号)による非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 非常参集により体制が整うまでの間の対応は、参集者のうち、政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急対策担当)付の職員が責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。ただし、政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急対策担当)付の職員が不在の時は、職位の上位者が、政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)、政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)、政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)、政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)の順に責任者となり、指示を行う。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
  - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
  - ② 被害状況等の情報収集
  - ③ 収集した情報の関係者、関係省庁等への連絡
  - ④ 被害規模の把握
  - ⑤ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び現地対策本部の設置準備
  - ⑥ 応急対策の検討
  - ⑦ 広報対応
- 非常(緊急)災害対策本部の設置された後は、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」(中央防災会議主事会議申合せ)による分野別の班編成に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
- 政策統括官(防災担当)は、大規模な火山災害が発生したとき等は、非

常（緊急）災害現地対策本部の設置のために必要な準備を行うため、情報先遣チームを直ちに現地に派遣する。

- 情報先遣チームの詳細については、別に定める「情報先遣チーム派遣要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）による。
- 情報先遣チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生した場合において、その規模、その他の状況から被災地を特別に調査する必要がある場合は、政府調査団を速やかに派遣する。派遣の詳細は、別途「政府調査団の派遣手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「政府調査団の派遣に係る業務要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、自然災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至らないまでも、国の現地組織を設けて対応を図る必要がある場合は、国の現地組織を速やかに設置する。設置の詳細は、別途「自然災害発生時に設置する国の現地組織に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「自然災害発生時に設置する国の現地組織に係る業務手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 内閣府広報対策室は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。内閣府災害対策室が設置された場合は、同室が上記の任を負う。

#### 1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な火山災害発生後、火山災害及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議を開催する。手続の詳細は、別途「災害対策関係省庁連絡会議設置要綱」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、関係省庁と連携し、必要に応じ、担当官を現地に派遣する。

#### 2 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要

領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

- 同本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。
- 政策統括官(防災担当)は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手続を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」(中央防災会議主事会議申合せ)及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

### 3 緊急災害対策本部の設置

- 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官(防災担当)は速やかに同本部設置の手続を開始する。また、必要がある場合は、災害緊急事態の布告の手続も併せて開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」(中央防災会議主事会議申合せ)及び「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 同本部の設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎5号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官(防災担当)は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手続を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」(中央防災会議主事会議申合せ)及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

### 第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官(防災担当)は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすく公表する。

### 第5節 海外からの支援の受入れ

- 政策統括官(防災担当)は、外交ルートによる海外からの支援の申し入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」(海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ)を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官(防災担当)は、非常(緊急)災害対策本部が設置された後

は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定に基づき対応する。

### 第3章 災害復旧・復興

#### 第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 被災地方公共団体が復旧・復興の基本方向を定めた場合等には、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ関係省庁連絡会議の開催等により、関係行政機関との緊密な連携を図り、基本方向に基づく復興計画の策定、その他復旧・復興の推進を支援する。

#### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房総務課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。

#### 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害として指定するための政令の制定の手続を行う。

## 第4章 継続災害への対応方針

### 第1節 安全確保対策

- 政策統括官（防災担当）等は、復興計画に基づき必要な場合には、関係省庁と連携して、発災直後から将来の復興を考慮した安全確保対策を講ずるよう努める。

### 第2節 被災者の生活支援対策

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携して、火山災害の長期化に伴い地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。



## 第5編 雪害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 雪害に備えた施策の実施

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と協力して、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体における降積雪期等の防災態勢の強化を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 災害発生直前対策

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁が発表する気象警報、注意報等を迅速に受信するため、機器の整備に努める。

##### 2 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、雪害発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報の共有化を図るため、国が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、気象情報システム、衛星通信、インターネットの活用などにより、多様な災害関連情報を収集する体制の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集のための一斉情報連絡装置の維持・管理を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛星及び警察庁、消防庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、情報先遣チームの情報収集活動を支援するため、携帯用の無線機器、情報伝送システム等装備の充実を推進する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 情報の分析整理

- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、総合的な防災情報を網羅したデータベースの整備及び防

災マップの作成等に努める。

- 各部局等は、その保有する情報・データ等のうち、防災対策上必要な情報等については、集約、整理し、災害時の対応に資する。

### (3) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常（緊急）災害対策本部等を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 中央防災無線網の整備、維持・管理に当たっては、次の点に留意する。
  - ・ 中央防災無線のネットワーク化を推進し、その際に他機関の設置するネットワークとの連携について配慮する。
  - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の二重化、ループ化又は異なる手段による通信系の整備を推進するとともに主要な装置の二重化を図る。
  - ・ 地上系の無線設備が被災した場合においても、情報収集・連絡が確保できるよう、可搬型の衛星系無線の整備を推進する。
  - ・ 画像をはじめとする大容量データの通信を可能とする大容量通信ネットワークの体系的な整備を図る。
  - ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した実践的通信訓練を定期的を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

## 3 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、職員の体制を必要十分なものとするよう、その整備に努める。
- 大臣官房人事課は、政策統括官（防災担当）と協力し、職員の防災知識の高揚、災害対応力の向上及び防災行政に資する人材の育成を図る。このため、初任者研修、実務者研修等において、防災研修を行う。
- 内閣府は、あらかじめ定められた内閣府非常災害対策要員及び関係省庁の職員について、一斉情報連絡装置により非常参集のための情報を伝達す

る等、職員の非常参集体制の整備を図る。

- 大臣官房厚生管理官は、内閣府非常災害対策要員の宿舎を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 各部局等は、内閣府非常災害対策要員の指定に当たっては、可能な限り内閣府近傍の者を指定するように努める。
- 政策統括官（防災担当）は、各省庁の非常（緊急）災害対策本部員の宿舎についても、震が関近傍に確保するよう、関係省庁に配慮を要請する。

#### 4 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて被災者等が必要とする情報を整理する。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、防災情報提供窓口を集約し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等による被災者等への情報提供の体制を整備する。

#### 5 海外からの支援の受入れ活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの可否の判断、受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、その情報の蓄積を図る。また、関係省庁と協力して海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、その対応方針をあらかじめ定めておくとともに、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続について、あらかじめ定めておく。

#### 6 災害復旧・復興への備え

- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての調査・研究を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興対策マニュアルの整備を進める。

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 防災思想の普及、徹底

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近に

いる人どうしが助け合う「共助」が必要であるため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 防災知識の普及

- 政策統括官（防災担当）は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るための広報資料を作成する。
- 政策統括官（防災担当）は、家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット及ホームページ等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等により、国民の防災知識の向上に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、これらの防災知識等の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 災害時要援護者等への配慮

- 政策統括官（防災担当）は、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 国民の防災活動の環境整備

(1) 災害被害を軽減する国民運動の展開

- 政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民運動の推進の基本的な枠組みを構築するものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団

体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

### (3) 企業防災の促進

- 政策統括官（防災担当）は、企業が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識するよう、防災意識の高揚を図るとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定等の企業の防災活動を促進するため、BCPガイドラインの普及、企業の防災に係る取組が社会的、経営的に適切に評価されるための検討等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害発生直前の対策

- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、気象庁が発表する気象警報・注意報等から、災害が発生する可能性が高いと判断される場合には、必要に応じ内閣府情報対策室を設置する。
- 内閣府情報対策室は、引き続き気象警報・注意報等の情報収集にあたりるとともに、必要に応じこれらの情報を関係者に連絡する。

### 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 被害規模の早期把握のための活動

- 内閣府宿日直員は、災害の発生が休日、夜間である場合には、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、被害情報等の収集・連絡を行う。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、豪雪、雪崩等による雪害の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を

設置する。

- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、豪雪、雪崩等による雪害の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

#### (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、警察庁、消防庁、防衛省及び指定公共機関等から、被害規模に関する情報等を収集する。
- 内閣府情報対策室は、被害の第1次情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の被害情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から被害情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、地方公共団体の応急対策活動情報を消防庁等を通じて収集するとともに、指定行政機関及び指定公共機関から応急対策活動情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した応急対策活動情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

### 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 直ちに中央防災無線網の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早急に復旧の対策を講じる。また、必要な通信要員を確保する。
  - ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨

時回線の設定を行う。

- ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

### 第3節 活動体制の確立

- 政策統括官（防災担当）から豪雪、雪崩等による大規模な雪害等の連絡があったときは、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。
- 参集した内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）による非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 非常参集により体制が整うまでの間の対応は、参集者のうち、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。ただし、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が不在の時は、職位の上位者が、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の順に責任者となり、指示を行う。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
  - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
  - ② 被害状況等の情報収集
  - ③ 収集した情報の関係者、関係省庁等への連絡
  - ④ 被害規模の把握
  - ⑤ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部等の設置準備
  - ⑥ 応急対策の検討
  - ⑦ 広報対応
- 非常（緊急）災害対策本部の設置された後は、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）による分野別の班編成に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
- 政策統括官（防災担当）は、豪雪、雪崩等による大規模な雪害が発生したとき等は、非常（緊急）災害現地対策本部の設置のために必要な準備を行うため、情報先遣チームを現地に派遣する。
- 情報先遣チームの詳細については、別に定める「情報先遣チーム派遣要

領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)による。

- 情報先遣チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
- 政策統括官(防災担当)は、災害が発生した場合において、その規模、その他の状況から被災地を特別に調査する必要がある場合は、政府調査団を速やかに派遣する。派遣の詳細は、別途「政府調査団の派遣手順」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)及び「政府調査団の派遣に係る業務要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 政策統括官(防災担当)は、自然災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至らないまでも、国の現地組織を設けて対応を図る必要がある場合は、国の現地組織を速やかに設置する。設置の詳細は、別途「自然災害発生時に設置する国の現地組織に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)及び「自然災害発生時に設置する国の現地組織に係る業務手順」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 内閣府広報対策室は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。内閣府災害対策室が設置された場合は、同室が上記の任を負う。

#### 1 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

- 政策統括官(防災担当)は、豪雪、雪崩等による大規模な雪害発生後、雪害及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議を開催する。手続の詳細については、別途「災害対策関係省庁連絡会議設置要綱」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 政策統括官(防災担当)は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、関係省庁と連携し、必要に応じ、担当官を現地に派遣する。

#### 2 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官(防災担当)は速やかに同本部設置の手続を開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」(中央防災会議主事会議申合せ)及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 同本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。



- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手続を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

### 3 緊急災害対策本部の設置

- 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。また、必要がある場合は、災害緊急事態の布告の手続も併せて開始する。本部の詳細は、別途「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部の設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎5号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手続を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別途「現地対策本部の設置及び運営等について」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

### 第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすくする。

### 第5節 海外からの支援の受入れ

- 政策統括官（防災担当）は、外交ルートによる海外からの支援の申入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」（海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、非常（緊急）災害対策本部が設置された後は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づき対応する。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。

### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房総務課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。

### 第3節 激甚災害及び特定非常災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害として指定するための政令の制定の手続を行う。

## 第6編 海上災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、海上事故発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛星及び警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、海上災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、海上災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 海上事故情報の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な海上事故情報等を海上保安庁から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に大規模な海上事故情報等を海上保安庁から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な海上事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な海上事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
- (2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
  - 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を海上保安庁から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - また、休日、夜間の場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付職員が登庁するまでの間、海上保安庁から被害の第1次情報等を収集し、速やかに、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- (3) 一般被害情報等の収集・連絡
  - 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を海上保安庁等又は警戒本部若しくは非常災害対策本部（以下本編において「非常災害対策本部等」という。）

から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、海上保安庁等又は非常災害対策本部等が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部等において調整された応急対策活動情報を、海上保安庁等又は非常災害対策本部等から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

### 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 大規模な海上事故情報等を海上保安庁から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 大規模な海上事故が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者が出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 警戒本部の設置

- 海上事故により原油等の危険物等が大量流出し、警戒本部（連絡調整本部を含む。）が設置される場合には、政策統括官（防災担当）は、別に定める「警戒本部等の設置等について」（関係省庁申合せ）により本部会議

への出席等を行う。

#### 4 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「海上災害発生時における非常災害対策本部の設置等について（船舶からの危険物等の大量流出等の場合）」（関係省庁申合せ）及び「海上災害発生時における非常災害対策本部の設置等について（船舶からの危険物等の大量流出等以外の場合）」（関係省庁申合せ）並びに「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から現地対策本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに現地対策本部設置の手続を開始する。現地対策本部の詳細は、別途「海上災害発生時における現地対策本部等の設置及び運営等について（船舶からの危険物等の大量流出等の場合）」（関係省庁申合せ）及び「海上災害発生時における現地対策本部等の設置及び運営等について（船舶からの危険物等の大量流出等以外の場合）」（関係省庁申合せ）並びに「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官（防災担当）付職員を派遣する。

#### 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、国土交通省等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第7編 航空災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、航空事故発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、航空災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、航空災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 航空事故情報の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、航空機の墜落等の大規模な航空事故情報等を国土交通省から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に大規模な航空事故情報等を国土交通省から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な航空事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な航空事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

##### (2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を国土交通省から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間の場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付職員が登庁するまでの間、国土交通省から被害の第1次情報等を収集し、速やかに、政策統括官（防災担当）に連絡する。

##### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を国土交通省等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。



- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、国土交通省等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、国土交通省等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

### 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 大規模な航空事故情報等を国土交通省から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 大規模な航空事故が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「航空災害発生時における非常災害対策本部の設置等について」（関係省庁申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止

の手續に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から現地対策本部設置手續の開始の要請を受けて、政策統括官(防災担当)は速やかに現地対策本部設置の手續を開始する。現地対策本部の詳細は、別途「航空災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について」(関係省庁申合せ)及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 政策統括官(防災担当)は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官(防災担当)付職員等を派遣する。

### **第3節 関係者等への的確な情報伝達活動**

- 政策統括官(防災担当)は、必要に応じて、国土交通省等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第8編 鉄道災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、鉄道事故発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、鉄道災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、鉄道災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 鉄道事故情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な鉄軌道事故情報等を国土交通省から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に大規模な鉄軌道事故情報等を国土交通省から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な鉄軌道事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な鉄軌道事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

##### (2) 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を国土交通省から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間の場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付職員が登庁するまでの間、国土交通省から被害の第1次情報等を収集し、速やかに、政策統括官（防災担当）に連絡する。

##### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を国土交通省等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、国土交通省等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、国土交通省等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

### 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 大規模な鉄軌道事故情報等を国土交通省から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 大規模な鉄軌道事故が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「鉄道災害発生時における非常災害対策本部の設置

等について」(関係省庁申合せ)及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の  
手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。

- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から現地対策本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官(防災担当)は速やかに現地対策本部設置の手続を開始する。現地対策本部の詳細は、別途「鉄道災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について」(関係省庁申合せ)及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」(内閣府政策統括官(防災担当)決定)に定める。
- 政策統括官(防災担当)は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官(防災担当)付職員等を派遣する。

### **第3節 関係者等への的確な情報伝達活動**

- 政策統括官(防災担当)は、必要に応じて、国土交通省等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第9編 道路災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、道路災害発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、道路災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、道路災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 事故情報の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、道路構造物の被災等による大規模な事故情報等を国土交通省から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に道路構造物の被災等による大規模な事故情報等を国土交通省から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、道路構造物の被災等による大規模な事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、道路構造物の被災等による大規模な事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

##### (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を国土交通省から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間の場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付職員が登庁するまでの間、国土交通省から被害の第1次情報等を収集し、速やかに、政策統括官（防災担当）に連絡する。

##### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を国土交通省等又は非常災害対策



本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、国土交通省等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、国土交通省等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

### 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 道路構造物の被災等による大規模な事故情報等を国土交通省から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 道路構造物の被災等による大規模な事故が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。

同本部の詳細は、別途「道路災害発生時における非常災害対策本部の設置等について」（関係省庁申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、国土交通省から現地対策本部設置手續の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに現地対策本部設置の手續を開始する。現地対策本部の詳細は、別途「道路災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について」（関係省庁申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官（防災担当）付職員等を派遣する。

### **第3節 関係者等への的確な情報伝達活動**

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、国土交通省等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第10編 原子力災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 内閣府は、原子力事故発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び原子力災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、原子力災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、原子力災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

- 原子力安全委員会は、国、地方公共団体及び原子力事業者等が行う緊急事態応急対策に対する的確な技術的助言等を行えるよう必要な体制を整備する。
- 原子力安全委員会は、人員の招集並びに緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制を整備する。また、必要な移動手段等についてもあらかじめ定めておく。
- 3 関係者等への的確な情報伝達活動
  - 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 特定事象発生情報等の連絡

##### (1) 原子力事故情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、特定事象（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生情報等を原子力事業者、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省）等から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に特定事象発生情報等を原子力発電所等の安全規制担当省庁から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、原子力災害対策特別措置法第10条の通報があった場合など、原子力事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、原子力災害対策特別措置法第15条の報告があった場合など、原子力事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
- また、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、原子

力事業者及び安全規制担当省庁等から通報・連絡を受けた事項について、指定行政機関に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、原子力発電所等の安全規制担当省庁等又は関係省庁事故対策連絡会議若しくは原子力災害対策本部（以下本編において「原子力災害対策本部等」という。）が収集した応急対策活動情報や原子力災害対策本部等において調整された応急対策活動情報を収集し、速やかに内閣府関係者に連絡する。

(3) 放射能影響の早期把握等

- 内閣府情報対策室は、収集された放射能の影響に関する情報を関係省庁事故対策連絡会議等から収集し、速やかに内閣府関係者に連絡する。
- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、特定事象発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、
  - ・ 原子力災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会を通じ回線の確保に努める。

**第2節 活動体制の確立**

1 職員の非常参集

- 特定事象発生情報等を原子力事業者、安全規制担当省庁等から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

2 関係省庁事故対策連絡会議の開催等

- 原子力発電所等における事故の影響が周辺に及ぶおそれがあり、関係省庁事故対策連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）は、原子力災害危機管理関係省庁会議で定める「原子力災害対策マニュアル」により同連絡会議への出席等を行う。
- 現地事故対策連絡会議が設置される場合には、政策統括官（防災担当）

は、原子力災害危機管理関係省庁会議で定める「原子力災害対策マニュアル」により同連絡会議への出席等を行う。

### 3 原子力災害対策本部の設置

- 安全規制担当省庁から原子力緊急事態が発生したと認められる旨の連絡を受け、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する指示案を受け取った場合には、政策統括官（防災担当）は速やかに原子力緊急事態の公示の手續及び原子力災害対策本部設置の手續を開始する。同本部の詳細は、原子力災害危機管理関係省庁会議で定める「原子力災害対策マニュアル」に基づく。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害現地対策本部を設置することが決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。同本部の詳細は、原子力災害危機管理関係省庁会議で定める「原子力災害対策マニュアル」に基づく。
- 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置される場合には、必要に応じて政策統括官（防災担当）等職員を派遣する。

### 4 原子力安全委員会の活動

#### (1) 緊急技術助言組織の招集

- 原子力安全委員会委員長は、原子力安全委員会が安全規制担当省庁から特定事象の発生の通報を受けた又は自らが必要と認めた場合に、緊急技術助言組織を招集する。緊急技術助言組織の詳細は、別途「緊急技術助言組織の設置について」、「緊急技術助言組織運営細則」及び「緊急技術助言組織の運営について」に定める。

#### (2) 原子力安全委員会及び緊急技術助言組織の活動

- 原子力安全委員会は、原子力災害対策本部長に対し、原子力緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域及びその区域内の居住者等に対し周知させるべき事項の変更、その他緊急事態応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言を行う。
- 緊急技術助言組織は、オフサイトセンターに派遣した組織の構成員からの調査報告又は意見、安全規制担当省庁からの情報等を受けて必要な検討を行い、原子力安全委員会が原子力災害対策本部長に対して行う助言に関して支援を行う。
- 緊急技術助言組織は、状況に応じ適宜議事を開く。
- 緊急技術助言組織は、安全規制担当省庁への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- 緊急技術助言組織は、構成員のうち必要な者をオフサイトセンターに派

遣する。

- オフサイトセンターに派遣された緊急技術助言組織の構成員は、安全規制担当省庁、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力安全委員会委員長へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

### (3) 原子力災害対策本部等への人員の派遣

- 原子力安全委員会は、原子力災害対策本部等が設置された場合には、同本部等との緊密な連携を図るため、構成員のうち必要な者を原子力災害対策本部等に派遣する。

## 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、原子力発電所等の安全規制担当省庁等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第3章 原子力艦の原子力災害

### 第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 災害情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等を受けたときは、速やかに内閣府関係者に連絡する。
- また、休日、夜間に外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等を受けた場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等を受けたことにより被害情報等の収

集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。

- 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

#### (2) 放射能影響の早期把握等

- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、放射能の影響に関する情報を文部科学省等から収集し、速やかに内閣府関係者に連絡する。
- 内閣府情報対策室は、放射能の影響に関する情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、関係地方公共団体の被害情報を直接又は消防庁等を通じて収集するとともに、関係指定行政機関及び関係指定公共機関から被害情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、関係地方公共団体の応急対策活動情報を直接又は消防庁等を通じて収集するとともに、関係指定行政機関及び関係指定公共機関から応急対策活動情報を収集する。
- 内閣府情報対策室は、収集した応急対策活動情報を共有するために、関係指定行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）は、収集した情報については、迅速かつ的確に、内閣総理大臣へ連絡する。



## 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等を受けた後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部等を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線の臨時回線の設定を行う。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

- 政策統括官（防災担当）から、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等があったときは、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。
- 参集した非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）による非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 非常参集により体制が整うまでの間の対応は、参集者のうち、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。ただし、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付の職員が不在の時は、職位の上位者が、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の順に責任者となり、指示を行う。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
  - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
  - ② 災害情報等の収集
  - ③ 収集した情報の関係者、関係省庁等への連絡
  - ④ 災害規模の把握
  - ⑤ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び現地対策本部の設置準備
  - ⑥ 応急対策の検討
  - ⑦ 広報対応
- 非常（緊急）災害対策本部の設置された後は、内閣府非常災害対策要員

は、別に定める「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（中央防災会議主事会議申合せ）に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の連絡等を受けた場合、非常（緊急）災害現地対策本部の設置のために必要な準備を行うため、情報先遣チームを直ちに現地に派遣する。
- 情報先遣チームの詳細については、別に定める「情報先遣チーム派遣要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）による。
- 情報先遣チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生した場合において、その規模、その他の状況から被災地を特別に調査する必要がある場合は、政府調査団を速やかに派遣する。派遣の詳細は、別途「政府調査団の派遣手順」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「政府調査団の派遣に係る業務要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 内閣府広報対策室は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。内閣府災害対策室が設置された場合は、同室が上記の任を負う。

#### 1 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催等

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は文部科学省からの放射能調査による通常の観測値を明らかに上回る値の連絡等を受けた場合、連絡された情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催する。会議の詳細は、別に定める要領による。
- 内閣府は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、関係省庁と連携し、必要に応じ、担当官を現地に派遣する。

#### 2 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置のを開始する。本部の詳細は、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎 5 号館内とする。

- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手続を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（中央防災会議主事会議申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

### 3 緊急災害対策本部の設置

- 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。また、必要がある場合は、災害緊急事態の布告の手続も併せて開始する。本部の詳細は、別に定める申し合わせによる。
- 同本部設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎5号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手続を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別に定める申し合わせ及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

### 4 原子力安全委員会の活動

#### (1) 原子力艦災害対策緊急技術助言組織の招集

- 原子力安全委員会委員長は、原子力安全委員会が外務省から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた若しくは原子力艦の寄港地周辺で実施される文部科学省からの放射能調査によって、通常の観測値を明らかに上回る値を観測した旨の通報等を受けた又は自らが必要と認めた場合に、原子力艦災害対策緊急技術助言組織を招集する。原子力艦災害対策緊急技術助言組織の詳細は、別途「原子力艦災害対策緊急技術助言組織の設置について」、「原子力艦災害対策緊急技術助言組織運営細則」及び「原子力艦災害対策緊急技術助言組織の運営について」に定める。

#### (2) 原子力安全委員会及び原子力艦災害対策緊急技術助言組織の活動

- 原子力安全委員会は、非常災害対策本部長等に対し、放射線に対する防護活動等、応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言を行う。
- 原子力艦災害対策緊急技術助言組織は、現地に派遣した構成員からの調査報告又は意見、外務省及び関係指定行政機関からの情報等を受けて必要な検討を行い、原子力安全委員会が非常災害対策本部長等に対して行う助言に関して支援を行う。
- 原子力艦災害対策緊急技術助言組織は、状況に応じ適宜議事を開く。

- 原子力艦災害対策緊急技術助言組織は、外務省及び関係指定行政機関への情報提供の要請を行う等により、政策統括官（防災担当）と緊密な連携を取りつつ、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- 原子力艦災害対策緊急技術助言組織は、構成員のうち必要な者を現地に派遣する。
- 現地に派遣された原子力艦災害対策緊急技術助言組織の構成員は、関係指定行政機関、地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力安全委員会委員長へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、現地対策本部、地方公共団体等が実施する応急対策に対し必要な技術的助言を行う。
- (3) 非常災害対策本部等への人員の派遣
- 原子力安全委員会は、非常災害対策本部等が設置された場合には、同本部等との緊密な連携を図るため、構成員のうち必要な者を非常災害対策本部等に派遣する。

### 第3節 周辺住民等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて周辺住民等に正確かつわかりやすく公表する。

### 第4節 海外からの支援の受入れ

- 政策統括官（防災担当）は、外交ルートによる海外からの支援の申入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」（海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、非常（緊急）災害対策本部が設置された後は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づき対応する。

### 第5節 迅速な復旧活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、現地の迅速かつ円滑な復旧を図るために、関係地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、関係地方公共団体及び関係行政機関と緊密な連携を図り、原子力艦の原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために行う広報活動の実施を支援する。

## 第11編 危険物等災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、危険物等災害の発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、危険物等災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、危険物等災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 危険物等事故情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、危険物等による大規模な事故の発生に係る情報等を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省、厚生労働省）から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - また、休日、夜間に大規模な危険物事故災害の発生に係る情報等を危険物等の取扱規制担当省庁から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
  - 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、危険物等による大規模な事故の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
  - 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、危険物等による大規模な事故の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
- ##### (2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
- 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を危険物等の取扱規制担当省庁から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - また、休日、夜間の場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、内閣府政策統括官（防災担当）付職員が登庁するまでの間、危険物等の取扱規制担当省庁から被害の第1次情報等を収集し、速やかに、政策統括官（防災担当）に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を危険物等の取扱規制担当省庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、危険物等の取扱規制担当省庁等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、危険物等の取扱規制担当省庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

**第2節 活動体制の確立**

1 職員の非常参集

- 危険物等による大規模な事故情報等を危険物等の取扱規制担当省庁から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

2 関係省庁連絡会議の開催等

- 危険物等による大規模な事故が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方

針が決定されたときは、危険物等の取扱規制担当省庁から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「危険物災害時における非常災害対策本部の設置等について（石油コンビナート等特別防災区域において発生した場合）」（関係省庁申合せ）及び「危険物災害時における非常災害対策本部の設置等について（石油コンビナート等特別防災区域以外の区域において発生した場合）」（関係省庁申合せ）並びに「危険物災害時における非常災害対策本部等の設置等について（毒物又は劇物に係る災害が発生した場合）」（関係省庁申合せ）及び「危険物災害時における非常災害対策本部等の設置等について（高圧ガス又は火薬類に係る災害が発生した場合）」（関係省庁申合せ）並びに「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、危険物等の取扱規制担当省庁から現地対策本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに現地対策本部設置の手続を開始する。現地対策本部の詳細は、別途「危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（石油コンビナート等特別防災区域において発生した場合）」（関係省庁申合せ）及び「危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（石油コンビナート等特別防災区域以外の区域において発生した場合）」（関係省庁申合せ）並びに「危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（毒物又は劇物に係る災害が発生した場合）」（関係省庁申合せ）及び「危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（高圧ガス又は火薬類に係る災害が発生した場合）」（関係省庁申合せ）並びに「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官（防災担当）付職員等を派遣する。

### 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、危険物等の取扱規制担当省庁等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。



## 第12編 大規模な火事災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な火事災害の発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消防庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な火事災害に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な火事災害に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を

行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、被害の第1次情報等を消防庁から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - また、休日、夜間に被害の第1次情報等を消防庁から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
  - 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な火事の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
  - 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な火事の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
  - 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を消防庁から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- ##### (2) 一般被害情報等の収集・連絡
- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を消防庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

### (3) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、消防庁等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、消防庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

## 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 被害の第1次情報等を消防庁から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 大規模な火事災害が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、消防庁から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「大規模な火事災害時における非常災害対策本部の設置等について」（関係省庁申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、消防庁から現地対策本部設置手続の

開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに現地対策本部設置のを開始する。現地対策本部の詳細は、別途「大規模な火事災害時における現地対策本部の設置及び運営等について」（関係省庁申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（中央防災会議主事会議申合せ）に定める。

- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官（防災担当）付職員等を派遣する。

### 第3節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、消防庁等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）等は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 被災地方公共団体が復旧・復興の基本方向を定めた場合等には、政策統括官（防災担当）等は、必要に応じ関係省庁連絡会議の開催等により、関係行政機関との緊密な連携を図り、基本方向に基づく復興計画の策定、その他復旧・復興の推進を支援する。

### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房総務課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。

### 第3節 激甚災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。

## 第13編 林野火災対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、林野火災の発生直後に迅速に情報収集・連絡が行えるよう、体制の整備、対応マニュアルの整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、機動的な情報収集活動を行うため、人工衛星及び警察庁、消防庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、宿日直体制の整備に努める。

###### (2) 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が官邸及び非常災害対策本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における通信を確保するため、保守・運用体制を整備する。また、非常の際には、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。

##### 2 災害応急体制の整備

- 政策統括官（防災担当）は、林野火災に係る職員の非常参集体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、林野火災に係る対応マニュアルを整備し、担当官等に周知するとともに、当該災害に係る情報伝達訓練等を行い、徹底を図る。

### 3 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて関係者等が必要とする情報を整理し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等を通じて提供する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、被害の第1次情報等を消防庁から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - また、休日、夜間に被害の第1次情報等を消防庁から入手した場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
  - 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な林野火災の発生により被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
  - 政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、大規模な林野火災の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。
  - 内閣府情報対策室（内閣府災害対策室が設置された場合は、内閣府災害対策室（以下本節において同じ。））は、被害の第1次情報等を消防庁から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- ##### (2) 一般被害情報等の収集・連絡
- 内閣府情報対策室は、一般被害情報等を消防庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
  - 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

### (3) 応急対策活動情報の連絡

- 内閣府情報対策室は、消防庁等又は非常災害対策本部が収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、消防庁等又は非常災害対策本部から収集し、速やかに、内閣府関係者に連絡する。

## 2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
  - ・ 非常災害対策本部を設置する際は、必要に応じ中央防災無線の臨時回線を設定する。
  - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

- 被害の第1次情報等を消防庁から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号）により直ちに参集する。

### 2 関係省庁連絡会議の開催等

- 大規模な林野火災が発生し、関係省庁連絡会議が開催される場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）又は政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）が指名する者は出席する。また、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣されるときは、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ担当官を派遣する。

### 3 非常災害対策本部の設置

- 非常災害が発生し、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、消防庁から同本部設置手続の開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手続を開始する。同本部の詳細は、別途「林野火災時における非常災害対策本部の設置等について」（関係省庁申合せ）及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 同本部の設置に当たっては、災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部の設置方針が決定されたときは、消防庁から現地対策本部設置手続の

開始の要請を受けて、政策統括官（防災担当）は速やかに現地対策本部設置のを開始する。現地対策本部の詳細は、別途「林野火災時における現地対策本部の設置及び運営等について」（関係省庁申合せ）及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。

- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団が現地に派遣される場合には、必要に応じ政策統括官（防災担当）付職員等を派遣する。

### **第3節 関係者等への的確な情報伝達活動**

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、消防庁等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問い合わせ等に対応する。

## **第3章 災害復旧・復興**

### **第1節 被災者等の生活再建等の支援**

- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

### **第2節 激甚災害の指定**

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手續を行う。



## 第 14 編 その他の災害に共通する対策編

- 地震災害、火山災害、風水害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災以外の災害対策については、第 2 編から第 13 編に記述されている事項を準用して対応する。